

公示

(企画競争)

独立行政法人国際協力機構沖縄センター（JICA沖縄）が、2021年度から実施する予定の案件（1件）に関し、別紙のとおり企画書による企画競争を行いますので公示いたします。

なお、本公告に関する問い合わせは、JICA沖縄 市民参加協力課（電話：098-876-6000、担当：服部）宛てにお願いします。

2021年7月16日

独立行政法人国際協力機構
沖縄センター
契約担当役
所長 倉科 和子

業務名称：

沖縄県におけるNGO等-JICA協議会「（仮）おきなわ国際協力プラットフォーム運営事務局」（2021-2024年度実施）業務委託契約（企画競争（プロポーザル方式選定））

独立行政法人国際協力機構沖縄センター（以下「JICA沖縄」という。）は以下の業務委託契約について、別紙のとおり標記の事務局業務を実施頂けるNGOの公募を行います。希望される団体には、募集期間中に資格審査のための書類及び案件の企画書（プログラムの編成方針、具体的日程案と成果、実施体制等）他応募書類を提出していただきます。その後、JICA内で各団体から提出していただいた書類を審査し、実施して頂く委託団体を決定します。

本契約は、沖縄県内におけるNGO・社会貢献活動に関心のある企業等とJICA間の連携事業及びその他NGO・企業との連携に関する業務を、JICAが「NGO-JICA協議会」の沖縄県版と位置付ける「（仮）おきなわ国際協力プラットフォーム運営事務局」として外部委託契約を行うものです。

1 業務内容

(1) 業務名：

「（仮）おきなわ国際協力プラットフォーム運営事務局」（2021-2024年度実施）
業務委託契約

(2) 目的：本業務は沖縄県においてSDGsを推進するにあたり、特に国際協力の観点で関連する団体や企業等の連携による多様な力を集結し、継続的で効果的な活動を展開するために、各種の取り組みや支援を行うことを目的とする。また、県内で活動するNGO及び企業が連携して助言・協力を相互に行い、JICA沖縄センター市民参加協力課とともに課題対応力を強化することを狙いとする。このため、JICAと沖縄県内のNGO・企業の「対話」の中心をなす連携協議会・分科会実施に係る業務、NGOとJICAの連携事業、地域における課題を解決するための協議及び沖縄県内のNGO及び企業が国際協力・SDGsに関連した活動を実施する際の総合的な相談窓口等に係る業務を「（仮）おきなわ国際協力プラットフォーム運営事務局」として外部委託することにより、沖縄県におけるJICAのNGO・企業連携業務のより一層の効果の発現・効率化を図る。なお、同事務局はJICA沖縄センター内に設置する。

(3) 業務内容：別紙 業務仕様書を参照願います。

(4) 契約期間： 2021年10月1日から2024年9月30日

2 応募要件

(1) 基本的要件：

- ① 日本国で施行されている法令に基づき登記されている法人であること。
- ② 公示日において、令和01・02・03年度全省庁統一資格（以下「全省庁統一資格者」という。）において「役務の提供等」の「A」又は「B」又は「C」又は「D」の認定等級（格付）を受けている者であること。なお、同資格審査結果通知を有していない場合は次の書類 5 点を添付すること。

・ 定款※若しくは寄付行為又はこれらに相当する文書

※定款とは、法人の基本的なルールを定めた文書です。定款には、法人の目的、名称、事務所をはじめとした組織に関する基本事項（法律に定められた事項）が記載されます。

- ・ 法人登記簿謄本（沖縄県で登記されたものに限る。コピーで可）
 - ・ 直前営業（事業）年度事業報告書（JICA 関連事業及び団体独自の活動を含む）
 - ・ 直前営業（事業）年度収支報告書
 - ・ 納税証明書（その3の3）（コピーで可）
- ③ 競争参加意思確認申請書提出の時点で、独立行政法人国際協力機構契約事務取扱細則（平成15年細則（調）第8号）第4条の規定に該当しない者であること。
 - ④ 会社更正法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続き開始の申立がなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続き開始の申立がなされている者（手続き開始の決定後、再認定を受けた者を除く）でないこと。
 - ⑤ 公告日から契約開始の日までの期間、契約に関し当機構から指名停止措置を受けていないこと。
 - ⑥ 以下の要件のいずれにも該当しないこと、また、当該契約満了までの将来においても該当することはないことを誓約する者。

競争から反社会的勢力を排除するため、競争参加意思確認申請書を提出しようとする者（以下、「提出者」という。）は、以下のいずれにも該当しないこと、および、当該契約満了までの将来においても該当することはないことを誓約して頂きます。具体的には、競争参加意思確認申請書の提出をもって、誓約したものとします。

なお、当該誓約事項による誓約に虚偽があった場合又は誓約に反する事態が生じた場合は、競争参加意思確認申請書を無効とします。

- ア. 提出者の役員等が、暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標榜ゴロ、特殊知能暴力団等（これらに準ずるもの又はその構成員を含む。平成16年10月25日付警察庁次長通達「組織犯罪対策要綱」に準じる。以下、「反社会的勢力」という。）である。
- イ. 応募者の役員が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員でなくなった日から5年を経過しないもの

である。

- ウ. 反社会的勢力が応札者の経営に実質的に関与している。
 - エ. 応札者又は応札者の役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、反社会的勢力を利用するなどしている。
 - オ. 応札者又は応札者の役員が、反社会的勢力に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に反社会的勢力の維持、運営に協力し、若しくは関与している。
 - カ. 応札者又は応札者の役員が、反社会的勢力であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている。
 - キ. 応札者又は応札者の役員が、反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有している。
 - ク. その他、応札者が東京都暴力団排除条例（平成23年東京都条例第54号）又はこれに相当する他の地方公共団体の条例に定める禁止行為を行っている。
- ⑦ 業務を統括するための統括責任者を選任し、JICA担当職員と密接な連絡を保ちつつ、事務局業務が円滑に進むような体制を構築すること。また、本業務の遂行に確実な履行体制を有していること。

[注]1 企画競争の結果については、機構ホームページ上に原則公表しますので、ご承知ください。

[注]2 密接な関係にあると考えられる法人との契約に関する情報公開について本公示により契約に至った契約先に関する以下の情報を機構ホームページ上で公表することとしますので、本内容に同意の上で、応募、契約の締結を行っていただきますようご理解をお願いいたします。

なお、案件への応募及び契約の締結をもって、本件公表に同意されたものとみなさせていただきます。

（1）公表の対象となる契約相手方

次のいずれにも該当する契約相手方を対象とします。

ア. 当機構で役員を経験した者が再就職していること、又は当機構で課長相当職以上の職を経験した者が役員等(注)として再就職していること

（注）役員等とは、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含む。

イ. 当機構との間の取引高が総売上又は事業収入の3分の1以上を占めていること

（2）公表する情報

契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約相手方の氏名・住所、契約金額とあわせ、次に掲げる情報を公表します。

ア. 対象となる再就職者の人数、再就職先での現在の職名、当機構での最終職名（氏名は公表し

ない。)

イ. 契約相手方の直近の財務諸表における当機構との取引高

ウ. 総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引割合

エ. 一者応札又は応募である場合はその旨

(3) 当機構の役職員経験者の有無の確認日

当該契約の締結日とします。

(4) 情報の提供

契約締結日から 1 ヶ月以内に、所定の様式にて必要な情報を提供頂くことになります。

3 応募書類（「競争参加意思確認申請書」、「企画書」他）の提出期限等

応募を希望される場合は、応募書類一式を以下「手続きのスケジュール」のとおり提出してください。詳細は別紙 3「企画書の記載内容」を参考に別紙 5「企画書の様式」を使用し、作成してください。

手続きのスケジュール

(1) 応募書類（「競争参加意思確認申請書」、「企画書」他）の提出期限等	提出期限	2021年8月6日（金）正午まで（郵送の場合、期間内必着）
	提出先	〒901-2552 沖縄県浦添市字前田 1143-1 JICA 沖縄市民参加協力課（担当：服部）
	提出方法	持参又は郵送（郵送の場合、書留としてください。）
	提出部数	正 1 部
	提出書類	（※全省庁統一資格審査結果通知書（写し）を添付される場合は②～⑥の書類提出は不要。） ①競争参加意思確認申請書（別紙 1「競争参加意思確認申請書」参照） ②定款若しくは寄付行為又はこれらに相当する文書 ③法人登記簿謄本（コピーで可、法人格を持たない団体は提出不要） ④直前営業（事業）年度事業報告書（JICA 関連事業及び団体独自の活動を含む） ⑤直前営業（事業）年度収支報告書 ⑥納税証明書（その 3 の 3）（写） ⑦企画書（別紙 2「企画書の記載内容」及び別紙 3「企画書の様式」参照）
(2) 審査結果の通知	通知日	2021年8月27日（金）
	通知方法	郵送

4 その他

- (1) 提出期限を過ぎて提出された応募書類一式は無効とします。
- (2) 応募書類一式の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とします。
- (3) 提出された応募書類一式は返却しません。
- (4) JICA は提出された応募書類一式を、その審査の目的以外に提出者に無断で使用しません。
- (5) 提出期限以降における応募書類一式の差替え及び再提出は認めません。
- (6) 契約相手方に決まった団体のうち法人以外の課税事業者には、「納税証明書」(その1：消費税及び地方消費税の「納付すべき税額」、「納付済額」、「未納税額」の証明)あるいは「消費税課税事業者届出書」(控)、もしくは税務署又は金融機関受領印のある納付書(写)を提出いただきます。
 - ※「納税証明書(その1)」を申請する際に、税目：消費税及び地方消費税、年度：直近の事業年度を指定する必要あり。
 - ※「消費税課税事業者届出書」(控)については2年以内の税務署受領印のあるものを提出願います。
- (7) 予算その他機構の事情により、当該手続きを中止する場合があります。

担当部課：JICA 沖縄 市民参加協力課

以上